

7人死亡事故

バス運転手を起訴

運転過失
致死傷罪

地検、遺族に内容説明

群馬県藤岡市の関越自動車道で7人が死亡したツアーバス事故で、前橋地検は22日、運転手の河野化山容疑者(43)を自動車運転過失致死傷罪で前橋地裁に起訴した。群馬県警は近く、河

野容疑者を道路運送法違反(無許可営業)容疑で再逮捕する方針だ。起訴状では、河野容疑者は4月29日未明、睡眠不足と疲労で居眠り状態のままバスを約500メートル走らせ、道路脇の防音

壁に衝突。乗客7人を死亡させ、38人に重軽傷を負わせたとしている。

県警は、バス運行会社「陸援隊」(千葉県印西市)の針生裕美秀社長(55)についても、旅客運送業の許可を

持つ自社の名義を河野容疑者に貸したとして道路運送法違反(名義貸し)容疑で立件する方針。当初は道交法違反(過労運転の下令・

容認)容疑での立件も検討したが、河野容疑者が乗務前に休暇を取っていたことや、雇用形態が日雇いで詳しい乗務記録もないとみられることなどから難しいと判断した。

しかし、陸援隊については、運輸局の特別監査で過労防止措置の不適切さや運転手に健康診断を受けさせていないなど多数の法令違反が見つかっている。交通事件に詳しい高山俊吉弁護士は、現状では事故の刑事責任を使用者に問える法律は道交法の過労運転の下令・容認くらいとし、「使用者責任をより厳しく問えるよ

う法整備が必要」と指摘している。

前橋地検は22日、遺族や被害者らに起訴内容を説明した。事故の重大性を考慮したもので、遺族からは、自動車運転過失致死傷罪の最高刑が懲役7年であることに「軽すぎる」と怒りの声があがり、ツアーを企画した旅行会社の責任も問うべきだとの声が相次いだ。石

川県の高校3年の孫娘を亡くした祖母(69)は「懲役7年では納得できない。大事な孫が死んでいるのに、悔しい……」と憤った。石川県の被害者の父親も「運転手を起訴して終わる話ではない」とし、バスを運行した「陸援隊」や、ツアーを企画した旅行会社に対し「管理がしっかりしていれば防げた事故」と怒りをぶつけた。